

愛知県介護サービス提供体制 確保支援事業費補助金

交付申請マニュアル

愛知県福祉局高齢福祉課

(令和8年4月20日版)

※内容を更新する可能性がありますので、申請時は最新版
をご確認ください。

1 本マニュアルについて

このマニュアルは、愛知県内に所在する介護施設・事業所（以下「施設等」という。）を対象としたマニュアルです。

本補助金の制度や、交付申請の方法について説明しています。

本補助金の交付申請を行う場合は、必ずこのマニュアル及び質疑応答集、電子申請マニュアル等を確認しながら進めてください。

その上で不明な点がある場合は、本マニュアル「9 問合せ窓口」に記載の専用コールセンターにお問い合わせください。

2 対象経費

(1) 介護サービスを円滑に継続するための物品等

猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な以下の費用。

- 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費
- ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費
- 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費
- 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

(2) 災害備蓄等の物品

災害発生時に介護サービスを継続するために必要な以下の費用。

- 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- 衛生用品、医療用品等の購入等経費
- 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- その他災害への備えとして必要と認められる経費

※ (1)、(2) とともに取得費用が 30 万円（税抜き）以上の備品等の購入費を除く。

3 対象事業者及び補助上限額

以下に掲げる介護サービス事業所・介護施設等のうち、愛知県又は県内市町村等の指定等を受け、現に運営している施設・事業所。

補助対象事業者		補助 上限額
訪問介護 事業所	集合住宅併設型(同一建物減算算定事業所)	20万円
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 200 回以下	30万円
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 201 回以上 2,000 回以下	40万円
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 2,001 回以上	50万円
訪問入浴介護事業所		20万円
訪問看護事業所		
訪問リハビリテーション事業所		
通所介護 事業所	1月あたり延べ利用者数 300 人以下	20万円
	1月あたり延べ利用者数 301 人以上 600 人以下	30万円
	1月あたり延べ利用者数 601 人以上	40万円
通所リハビリテーション事業所		20万円
特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		
福祉用具貸与事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
夜間対応型訪問介護事業所		
地域密着型通所介護事業所		
認知症対応型通所介護事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型共同生活介護事業所		
地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
居宅介護支援事業所		
介護老人福祉施設		
介護老人保健施設		
介護医療院		
地域密着型介護老人福祉施設		
短期入所生活介護事業所		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		

※介護予防サービス及び総合事業は対象外です。

※補助上限額算出のために用いる定員数は令和8年1月1日時点とし、令和8年1月2日以降開設の施設・事業所については、開設時の定員数とします。

※補助上限額は申請の多寡により、上限額以下の決定となる場合があります。

4 交付申請の方法

以下のフォームより「電子申請マニュアル」を参照しながら、事業所を運営する法人単位でとりまとめて申請を行ってください。

【専用申請フォームURL】

<https://area26.smp.ne.jp/area/switch/00051A00013EjhTn20/human>

5 交付申請の受付期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで【厳守】

※短期間に極めて多くの件数を審査・処理するため、期限以降の申請は一切受理できませんので、あらかじめご承知おきください。

※受付期限が近くなりますと、申請が集中し、審査・処理に時間が掛かり、補助金の振り込みまで時間を要する場合がありますので、早期の申請にご協力をお願いします。

6 交付決定及び支払予定について

申請内容の審査の結果、適正と認めた場合は、6月から7月を目途に交付決定通知を申請いただいた住所宛て送信します。

補助金の支払は令和8年12月までに実績報告書を提出いただき、審査の後に令和9年2月頃を予定しております。（7今後のスケジュールを参照）

なお、実績報告の提出方法等詳細については、別途時期が近づきましたらお知らせいたします。

7 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月29日まで	交付申請書を提出
令和8年6月から7月	県から交付決定を受ける
12月末まで	申請した物品等を購入（支払含む）
12月末まで	実績報告書の提出
令和9年2月頃	補助金受領

8 証拠書類の保管

本補助金に係る以下の証拠書類について、本補助金の指定口座への入金日の属する年度の終了後5年間保管してください。

- ① 交付申請書類（申請システムへ登録、その後補正があれば補正したもの）
- ② 交付決定通知書
- ③ 実績報告書（申請システムへ登録、その後補正があれば補正したもの）
- ④ 対象物品の支出の金額を示す書類
- ⑤ 各事業所の経費に充てられていることを確認できる書類

なお、本補助金は、国の補助金を活用して実施するものであり、補助金交付後に現地調査等を行う場合があります。これら証拠書類が確認できない場合等は、**補助金の返還を求めることがあります**ので、不足のないよう保管してください。

9 本補助金の申請に係る問合せ窓口

申請等にあたっては、本マニュアル及び「質疑応答集」、「電子申請の手引き」を必ずご確認の上で手続きを進めてください。

ご不明点がある場合は、本補助金の業務委託先が専用コールセンターを設けておりますので、以下へご連絡ください。

【専用ダイヤル】 052-990-6939（平日9時から17時まで）

【専用メールアドレス】 aichi-kaigoservice@athuman.com

※問合せ専用メールアドレスであり、メールでの申請書提出はできません。